



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
12月20日
第574号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

※建築基準法第7条の3第1項および第6項の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定の一部改正(建築課) 1

富山県および石川県の一部の地域における県税に係る申告等の期限の指定(税政課) 2

滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務の委託(環境政策課) 2

滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務の委託(環境政策課) 3

滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務の委託(環境政策課) 3

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 4

道路区域の変更(道路保全課) 5

道路の供用開始(道路保全課) 5

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課) 6

公共測量実施公告(監理課) 7

一般競争入札の公告(下水道課) 7

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区管理規程変更認可公告(湖北) 11

○ 公安委員会規則

※滋賀県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則(警察県民センター) 12

○ 公安委員会告示

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第2項の規定に基づく同条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長(組織犯罪対策課) 12

○ 正 誤

※令和6年3月26日付け号外(2)滋賀県条例第22号中 12

告 示

滋賀県告示第411号

平成24年滋賀県告示第87号(建築基準法第7条の3第1項および第6項の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

第3項第1号を次のように改める。

- (i) 1戸建ての専用住宅、兼用住宅、併用住宅または長屋住宅で、階数が2以上のものまたは延べ面積が50平方メートルを超えるもの

第3項第3号を次のように改める。

(3) 下宿、共同住宅または寄宿舎の用途に供する建築物で、階数が2以上のものまたはその用途に供する部分の延べ面積が50平方メートルを超えるもの

第3項第4号中「建築物」の右に「(下宿、共同住宅および寄宿舎の用途に供する建築物を除く。)」を加え、「その用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるものまたは3階以上の階をその用途に供するもの」を「3階以上の階をその用途に供するものまたはその用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの」に改める。

第4項の表中「金物」を「金物等」に改め、同表備考2を削り、同表備考1を同表備考とする。

第6項を削る。

付 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の平成24年滋賀県告示第87号(以下「新指定告示」という。)第3項および第4項の規定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認に係る建築物または同法第18条第2項もしくは第4項の規定による通知に係る建築物(以下これらを「確認等対象建築物」という。)で、この告示の施行の日以降に工事に着手し、平成24年滋賀県告示第87号(以下「指定告示」という。)第2項に掲げる期間内に新指定告示第4項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用し、確認等対象建築物で、同日前に工事に着手し、指定告示第2項に掲げる期間内にこの告示による改正前の指定告示第4項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについては、なお従前の例による。

滋賀県告示第412号

令和6年滋賀県告示第26号(富山県および石川県における県税に係る申告等の期限の延長)の別に告示で定める期日のうち、次に掲げる地域に住所または居所(納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地(本店または主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店または主たる事務所の所在地を含む。))を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

都道府県名	地 域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町

滋賀県告示第413号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 株式会社ワン・ワールド 京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2ブロックMビル
- 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料(WEB販売分を除く。)の徴収事務
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第414号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 近江鉄道ゆうグループ 代表者 西部造園株式会社 東京都豊島区南池袋1-16-15
- 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務
ただし、草津市都市公園(水生植物公園みずの森)で販売する共通券代金の徴収に係るものに

限る。

- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第415号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 アソビュー株式会社 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料(WEB販売分)の徴収事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法 クレジットカード、あと払い(ペイディ)、電子マネー等の方法で徴収する。

滋賀県告示第416号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 株式会社トムソン 大津市逢坂一丁目12-32
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第417号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 ミュージアムショップおいでや 代表 森薫 湖南市吉永181-6
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金、クレジットカード、交通系電子マネー、流通系電子マネー等の方法で徴収する。

滋賀県告示第418号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
RECOアフタースクール南草津	草津市東矢倉二丁目30番11-2	一般社団法人 n o - d e	草津市草津一丁目13番12号	放課後等デイサービス	令和6.12.1	2550600601
スタディ療育Nest	栗東市川辺268-10	株式会社 s . s . i	京都府長岡京市下海印寺横山10番地20	放課後等デイサービス	令和6.12.1	2551200187

滋賀県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
プラネット 守山	守山市勝部五 丁目818-3 .comBLD 101号	株式会社プラ ネット	愛知県名古屋 市北区平安二 丁目14番1号	就労継続支援B 型	令和6.12.1	2510700715
グループ ホームかも んの家	近江八幡市加 茂町1524-9	社会福祉法人 おうみ福祉会	近江八幡市加 茂町3819-5	共同生活援助	令和6.12.1	2520400124

滋賀県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
しゃくなげ	守山市勝部五 丁目818-3	合同会社アン カ	守山市勝部五丁 目818-3	就労継続支援A 型	2510700681	令和6.11.30

滋賀県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
こどものこころクリニック	大津市中央四丁目5-33ま るなかビル2F	病院・診療 所	日 指 沢 子	令和6.10.1
訪問看護ステーションアイリ ハ	草津市平井一丁目8-2平 井ビル402	訪問看護	—	令和6.10.1
指定訪問看護雫	守山市吉身三丁目4-2- 308	訪問看護	—	令和6.10.1
訪問看護ステーションリハビ リラボ	栗東市高野335サンワード 101号室	訪問看護	—	令和6.10.1
医療法人近江今津駅前メンタ ルクリニック	高島市今津町名小路一丁目 6番8号今津第1ビル1F	病院・診療 所	中 川 市三郎	令和6.10.1

滋賀県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションアイリハ	草津市平井一丁目8-2平井ビル402	訪問看護	—	令和6.10.1
育成医療・更生医療	指定訪問看護	守山市吉身三丁目4-2-308	訪問看護	—	令和6.10.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションリハビリラボ	栗東市高野335サンワード101号室	訪問看護	—	令和6.10.1

滋賀県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年12月20日から令和7年1月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	彦根環状線	彦根市原町字平野461番1地先から	変更後	最小 18.2m } 最大 32.4m	45.0m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		彦根市原町字平野455番1地先まで	変更前	最小 18.2m } 最大 32.4m		
		彦根市原町字平野644番5地先から	変更後	最小 18.2m } 最大 77.7m	1,678.9m	道路改良工事(重用廃止(令和6.12.22))に伴う道路区域の変更(重用)
		彦根市駅東町20番11地先まで	変更前	最小 18.2m } 最大 77.7m		
				最小 10.3m } 最大 69.7m	1,365.4m	国道8号 L=583.5m 国道306号 L=791.1m 国道307号 L=791.1m

滋賀県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月20日から令和7年1月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
彦根環状線	彦根市原町字平野655番1地先から 彦根市駅東町22番10地先まで	令和6.12.22 15時	L=1,751.2m

公 告

国土調査の成果の認証公告

守山市川田②地区における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 守山市
- 調査を行った時期 令和4年7月から令和6年1月まで
- 成果の名称 守山市川田②地区の地籍図および地籍簿
- 調査を行った地域 守山市川田②地区
- 認証年月日 令和6年12月10日

国土調査の成果の認証公告

野洲市入町（平）地区における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 野洲市
- 調査を行った時期 平成25年12月から平成28年3月まで
- 成果の名称 野洲市入町（平）地区の地籍図および地籍簿
- 調査を行った地域 野洲市入町（平）地区
- 認証年月日 令和6年12月10日

国土調査の成果の認証公告

野洲市入町（平2）地区における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 野洲市
- 調査を行った時期 令和2年10月から令和3年3月まで
- 成果の名称 野洲市入町（平2）地区の地籍図および地籍簿
- 調査を行った地域 野洲市入町（平2）地区
- 認証年月日 令和6年12月10日

国土調査の成果の認証公告

湖南市岩根西地区第一工区における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 湖南市
- 調査を行った時期 平成28年12月から令和5年3月まで

- 3 成果の名称 湖南省岩根西地区第一工区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 湖南省岩根西地区第一工区
- 5 認証年月日 令和6年12月10日

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市国分二丁目
- 3 作業の期間 令和6年12月9日から令和7年3月31日まで

一般競争入札の公告

令和7年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 令和7年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務 一式
 - (2) 業務の内容等 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
 - (3) ガス供給期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。)。なお、契約日からガス供給期間の始期までの間に事前準備を要するものとする。
 - (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帰帆2108番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:燃料・油脂・電力 小分類:都市ガス
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
 - (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ 銀行取引停止処分がなされている者
 - (6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。
ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類
- ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
 - ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類
 - エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類
 - オ 誓約書
- (2) 提出期間 令和6年12月20日(金)から令和7年1月14日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和7年1月17日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。
- (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和7年1月22日(水)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)
- なお、説明を求められた場合は、令和7年1月29日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 5 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年12月20日(金)から令和7年1月29日(水)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsu_baikyaku/itaku/)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限
- ア 受領期限 令和7年1月29日(水)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。
 - イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
- (6) 開札の日時および場所 令和7年1月30日(木)10時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号
- なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)
- 6 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の入札金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。
- 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 8 契約書の作成の要否 要
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for city gas at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
 - (2) Application submission deadline : 16 : 00, January 14, 2025
 - (3) Bid submission deadline : 16 : 00, January 29, 2025
 - (4) For further information, contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

令和7年度における琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 令和7年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務 一式
 - (2) 業務の内容等 琵琶湖流域下水道東北部浄化センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
 - (3) ガス供給期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。)。なお、契約日からガス供給期間の始期までの間に事前準備を要するものとする。
 - (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター(彦根市松原町1550番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:燃料・油脂・電力 小分類:都市ガス
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の

申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
- イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。
- ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
- ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類
- エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類
- オ 誓約書

(2) 提出期間 令和6年12月20日(金)から令和7年1月14日(火)まで(滋賀県の休日定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和7年1月17日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和7年1月22日(水)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、令和7年1月29日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213

(2) 契約条項を示す期間 令和6年12月20日(金)から令和7年1月29日(水)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsu_baikyaku/itaku/)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 受領期限 令和7年1月29日(水)16時まで(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和7年1月30日(木)11時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番

1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

6 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の入札金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for city gas at Touhokubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 16 : 00, January 14, 2025
- (3) Bid submission deadline : 16 : 00, January 29, 2025
- (4) For further information, contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

農業農村振興事務所公告

土地改良区管理規程変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、湖北土地改良区の余呉川頭首工管理規程、草野川頭首工管理規程および朝日頭首工管理規程の変更は、令和6年12月11日に認可した。

令和6年12月20日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國友芳蔵

1 余呉川頭首工管理規程の概要

第1章 総則

- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

2 草野川頭首工管理規程の概要

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態における措置に関する事項
- 第5章 雑則

3 朝日頭首工管理規程の概要

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
- 第5章 記録に関する事項

公安委員会規則

滋賀県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

滋賀県公安委員会規則第23号

滋賀県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会文書管理規則（令和3年滋賀県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「警察業務の効率化または高度化を図る」を「電子メール等の機能による情報の交換または共有を行う」に改め、「組み合わせたものをいう」の右に「。以下同じ」を加える。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第144号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限を延長するので、次のとおり告示する。

令和6年12月20日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

- 1 (1) 特定抗争指定暴力団等 令和6年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定）1に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
- (2) 延長後の指定の期限 令和7年3月20日まで
- 2 (1) 特定抗争指定暴力団等 令和6年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定）2に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
- (2) 延長後の指定の期限 令和7年3月20日まで

正 誤

令和6年3月26日付け号外(2)滋賀県条例第22号中

行	1
誤	栄養士または調理員をいう。以下同じ。)、看護師等(看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。)、事務員および」に改め、同号ただし書中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」
正	(栄養士または調理員をいう。以下同じ。)、看護師等(看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。)、事務員および」に改め、同号ただし書中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」

